

重要

須坂市建設工事における現場代理人の兼任に係る取扱いについて
(兼任に係る取扱いの緩和)

令和2年3月1日
総務部 財政課

令和元年東日本台風により工事発注件数の増加が見込まれるなか、今後の災害復旧工事において円滑な施工確保を図るため、建設工事における現場代理人の兼任に係る取扱いを下記のとおり緩和します。

1 取り扱い内容

- ① 兼任可能な工事の数
既発注分含めて5件まで可能とする。
- ② 兼任可能な工事の請負金額
金額の制限（上限）を設けない。
- ③ 連絡員に関する条件
元請又は下請の社員を問わない。

2 適用期間

令和4年3月に入札公告・指名通知等を行う案件まで